

教育警察常任委員会

付託議案審査

○ 議案第120号「財産の取得について」

- ・ **資料1** 議案第120号 財産の取得について 1頁

所管事項調査

1 「平成27年版成果レポート（案）」について

- ・ **資料2** 施策131 犯罪に強いまちづくり 3頁

2 犯罪情勢について

- ・ **資料3** 犯罪情勢（平成27年5月末） 7頁

3 交通事故の発生状況と抑止対策の推進について

- ・ **資料4** 交通事故の発生状況と抑止対策の推進 8頁

4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正（案）
に関する意見募集について

- ・ **資料5** 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正（案）に
関する意見募集について 9頁

平成27年6月

警察本部

議案第120号 財産の取得について				
契約の名称	ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入			
履行の場所	三重県警察本部生活安全部地域課警察航空隊			
契約の金額	106,596,000円			
契約の相手方額 の住所及び氏名	愛知県名古屋市名東区社が丘一丁目1506 池上通信機株式会社 名古屋支店 支店長 石川 利英			
契約締結年月日	平成27年5月15日(仮契約)			
履行期限	平成28年3月4日			
契約内容	<p>警察本部生活安全部地域課警察航空隊のヘリコプターテレビシステム機上設備の更新に係る同機上設備一式の購入 (内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カメラ部 1式 ○ アンテナ部 1式 ○ 映像送信部 1式 ○ 信号処理部 1式 ○ モニター部 1式 ○ 映像記録部 1式 ○ 静止画記録装置 1式 			
契約の方法	一般競争入札			
入札方法	年月日	平成27年4月30日	価格	最低 98,700,000 円
	業者数	3		最高 132,000,000 円
	回数	1回	摘要	

案件名：ヘリコプターテレビシステム機上設備の購入

	入札参加業者名	入札価格・見積価格						備考		
		第1回 (平成27年4月30日)	順位	第2回 (平成 年 月 日)	順位	第3回 (平成 年 月 日)	順位		見積合わせ (平成 年 月 日)	順位
1	池上通信機株式会社 名古屋支店	98,700,000	1							落札
2	日本電気株式会社 三重支店	114,700,000	2							
3	株式会社東通インターナショナル	132,000,000	3							

*入札価格・見積価格は、消費税及び地方消費税抜きの額

施策131

犯罪に強いまちづくり

【主担当部局：警察本部】

県民の皆さんとめざす姿

地域社会における絆と人びとの高い規範意識が相まって、犯罪の起きにくい社会が構築されています。また、社会全体で犯罪被害者等に対する支援が行われています。

平成27年度末での到達目標

県民に強い不安を与える凶悪犯罪や県民の身近で発生する街頭犯罪等が、地域と一体となった犯罪抑止活動、検挙活動等により減少しています。また、社会全体で犯罪被害者等を支援する機運が高まっています。

評価結果をふまえた施策の進展度と判断理由

進展度 *	B (ある程度進んだ)	判断理由	県民指標は目標値を達成しましたが、活動指標は達成率が約93%であったことから、「ある程度進んだ」と判断しました。
----------	----------------	------	--

【*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

県民指標						
目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
刑法犯認知件数	/	21,900件以下	21,300件以下	21,000件以下	1.00	21,000件以下
	22,215件	21,493件	19,726件	17,550件		/
目標項目の説明と平成27年度目標値の考え方						
目標項目の説明	刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上（重）過失致死傷および自動車運転過失致死傷を除く）について、1年間に被害の届出や告訴・告発を受理等した件数					
27年度目標値の考え方	刑法犯認知件数が急増した平成13年より前の治安水準をめざすこととし、現状値も加味した上で、刑法犯認知件数を21,000件以下とすることを目標として設定しました。					

活動指標							
基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13101 みんなで進める 犯罪に強いまちづくり の推進（警察本部）	街頭犯罪等の認知件数	/	3,200件以下	3,200件以下	3,200件以下	1.00	3,200件以下
		3,641件	3,458件	3,359件	2,745件		/
13102 犯罪の徹底検挙 と抑止のための活動強化 （警察本部）	凶悪犯の検挙率	/	80.0%	80.0%	80.0%	1.00	80.0%
		71.6%	73.0%	70.8%	86.7%		/
13102 犯罪の徹底検挙 と抑止のための活動強化 （警察本部）	主な侵入犯罪の 検挙人員	/	210人	210人	210人	0.92	210人
		194人	193人	189人	193人		/

基本事業	目標項目	23年度	24年度	25年度	26年度		27年度
		現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	目標値 実績値
13103 組織犯罪対策の 推進（警察本部）	暴力団検挙人員		280人	280人	280人	0.65	280人
		250人	216人	181人	182人		
13104 犯罪被害者等支 援対策の充実（警察本部）	犯罪被害者等支 援の理解者数		3,500人	3,500人	3,500人	1.00	3,500人
		2,603人	4,284人	3,314人	7,309人		
13105 県民の安全を守 る活動基盤の整備 （警察本部）	交番・駐在所施 設の充実度		40.0%	41.0%	42.0%	1.00	43.0%
		38.8%	40.0%	41.0%	42.5%		

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
予算額等	3,945	3,428	3,443	4,026	3,846
概算人件費					
(配置人員)					

平成26年度の取組概要

- ①地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関、団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進（防犯ボランティア16団体に防犯活動物品を配布）
- ②街頭犯罪や子ども・女性を対象とする犯罪等を抑止するため、街頭緊急警報装置を整備（24基）するとともに、犯罪被害から子どもを守るため、チャイルドガーディアン*9名を警察署等に配置し、地域の各機関・団体の活動を一体化させ、組織力を結集した見守り活動を実施
- ③少年の非行防止と健全育成を図るため、大学生ボランティア等と連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進（「少年の居場所づくり」を12回実施）
- ④サイバー空間の安全・安心を確保するため、民間事業者の知見を活用したサイバー犯罪捜査を推進するとともに、官民一体となった効果的な広報啓発活動を推進
- ⑤県民に強い不安を与える凶悪犯罪や侵入犯罪等の早期かつ徹底検挙に向け、組織の総合力を発揮した初動捜査及び綿密な現場鑑識活動の実施による証拠資料の収集・確保、DNA型鑑定や各種捜査支援システムの積極的な活用による捜査の科学化、窃盗犯捜査体制の強化（刑事部捜査第三課の新設）等を推進（平成26年11月21日、鈴鹿市住吉地内における銀行強盗事件を検挙）
- ⑥暴力団等犯罪組織を壊滅するため、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りや暴力団対策法及び三重県暴力団排除条例の適用による社会全体での暴力団排除を推進（平成27年1月24日、「大門地区不当要求拒否宣言の街」を設立）
- ⑦社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を醸成するため、関係機関・団体と連携した各種広報・啓発活動を実施（「命の大切さを学ぶ教室」を20校で開催、「犯罪被害者支援を考える集い」を開催、「犯罪被害者支援キャラバン隊」が熊野市、御浜町、紀宝町の3市町を訪問）
- ⑧警察活動を支える基盤施設の整備を図るため、地域における「生活安全センター」としての交番・駐在所の機能を強化するとともに、地域住民の利便性の向上を考慮し、建て替え整備を推進（駐在所3か所を建て替え）

平成 26 年度の成果と残された課題（評価結果）

- ①「安全で安心な地域社会の実現」に向けて、県民の皆さんと連携・協働した活動を推進した結果、平成 26 年中の刑法犯認知件数は、平成になってから最少を記録しました。その一方で、ストーカー事案・配偶者暴力事案の認知件数や特殊詐欺の被害額が過去最高を記録し、また、子ども・女性が被害者となった性犯罪やその前兆事案である声掛け・つきまとい事案等が多発するなど、日常生活に潜む脅威が急速に拡大しています。県民の皆さんが、安全・安心を実感できる地域社会を実現するため、引き続き、地域と一体となった犯罪抑止活動や検挙活動を強化する必要があります。
- ②犯罪被害から子どもを守るため、警察と学校、関係機関・団体との連携を強化し、統一的な活動を促進する「チャイルドガーディアンみえ推進事業」を推進し、全ての警察署管内でネットワーク化を図りました。今後は、本事業の定着化と活性化に取り組む必要があります。
- ③大学生ボランティア等と連携した非行少年等の立ち直り支援活動などを推進しました。非行少年は減少していますが、再犯者率が 3 割以上と高い数値を示していることから、非行防止と健全育成対策の推進、居場所づくり活動による立ち直り支援の充実強化を図る必要があります。
- ④サイバー犯罪対策課を新設し、サイバー犯罪対策の強化を図った結果、検挙件数が大幅に増加しました。その一方で、サイバー犯罪に関する相談件数は増加、また、インターネットバンキング不正送金事犯の認知件数や被害額が急増しており、サービスを提供する金融機関やサービスを楽しむエンドユーザーに対するセキュリティ対策を進める必要があります。
- ⑤凶悪犯罪の検挙率は 86.7%であり、目標値 80.0%を 6.7 ポイント上回りました。その一方で、主な侵入犯罪の検挙人員は前年と同水準を維持しましたが、目標値に達していません。迅速・的確な初動捜査や客観証拠を重視した捜査を徹底し、検挙につなげていく必要があります。
- ⑥暴力団の活動の潜在化・巧妙化により、事件の端緒把握が困難となっている中、検挙人員は前年と同水準を維持しましたが、目標値に達していません。実態解明の更なる徹底を図り、事件検挙につなげていく必要があります。
- ⑦「命の大切さを学ぶ教室」の受講者約 7,500 人にアンケート調査を実施した結果、約 98%が「命を大切にしなければならない」、約 97%が「被害者や遺族の人たちは、大変な思いをしている」と回答しており、命の大切さや被害者等が置かれている現状に対する理解が深まっています。社会全体で犯罪被害者等を支援する機運を高めるため、引き続き、犯罪被害者等への配慮や支援への意識を醸成するとともに、犯罪を起こしてはならないという規範意識と犯罪の被害に遭わないという防犯意識の高揚に取り組む必要があります。
- ⑧交番・駐在所の建て替え整備に当たっては、老朽化が進み、狭隘な施設を重点に、地域住民の利便性の向上を図っていく必要があります。

平成 27 年度の改善のポイントと取組方向 【警察本部 警務部首席参事官 堀 圭邦 059-222-0110】

- ①犯罪多発箇所における顕示性の高いパトロールはもとより、地域住民、防犯ボランティア団体等と連携し、犯罪発生状況に応じたタイムリーな情報提供を行うなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を展開します。特に、性犯罪やその前兆事案である声掛け、つきまとい事案等が多発する地区等に街頭防犯カメラを設置するなど、犯罪被害から子どもや女性を守るための環境整備を推進します。また、「チャイルドガーディアンみえ推進事業」では、ネットワークの更なる拡充を図るとともに、自主的活動を促進します。

- ②地域における自主防犯活動の活性化を図るため、関係機関・団体等と連携し、防犯活動物品の配布や犯罪情報・地域安全情報の提供等の支援を推進します。また、深刻化する特殊詐欺に対しては、金融機関と連携した水際対策や県民の警戒心を向上させる広報啓発活動はもとより、実行役の検挙と突き上げ捜査を強化するなど、特殊詐欺の撲滅に取り組みます。
- ③深刻化するストーカー事案や配偶者暴力事案に対しては、加害者の検挙措置等のもとより、被害者等の保護を最優先とした一時避難に伴う支援や警戒監視システム等を用いた保護対策を強化するなど、被害の未然防止・拡大防止を図ります。
- ④大学生ボランティア等による「少年の居場所づくり」に取り組むなどして、少年の非行防止活動等の核となる人材の育成を視野に入れ、子ども・若者の県民力の向上を図ります。
- ⑤急増するインターネットバンキング不正送金事犯などのサイバー犯罪への対処能力の更なる向上を図るとともに、最新の知見を持った民間企業等と警察が一体となって、金融機関に対する助言・指導やエンドユーザーに対するウェブサイト上のコンテンツを活用した効果的な広報啓発活動などの官民一体となったセキュリティ対策を推進します。
- ⑥凶悪犯罪や侵入犯罪の徹底検挙を図るため、迅速・的確な初動捜査の徹底はもとより、各種捜査支援システムの活用と科学捜査の推進など、客観証拠の確保のための取組を強化します。
- ⑦暴力団を壊滅するため、あらゆる法令を駆使した戦略的な取締りを強化するとともに、暴力団対策法及び暴力団排除条例の適用による社会全体での暴力団排除や危険ドラッグを含む薬物・銃器の根絶を図るなど、総合的な組織犯罪対策を推進します。
- ⑧社会全体で犯罪被害者等を支える機運を醸成するため、関係機関・団体と連携し、「命の大切さを学ぶ教室」の更なる充実を図るとともに、若者の参加促進を図った上で、「犯罪被害者支援を考える集い」、「犯罪被害者支援キャラバン隊」等の広報啓発活動を実施します。
- ⑨警察活動を支える基盤を充実強化するため、交番・駐在所等の施設整備や犯罪に迅速・的確に対応するための各種システムの整備に取り組みます。

* 「○」のついた項目は、平成27年度に特に注力するポイントを示しています。

犯罪情勢（平成27年5月末）

1 全刑法犯及び重要犯罪・重要窃盗犯

	認知件数		検挙件数		検挙人員		検挙率	
	H27.5	前年同期比	H27.5	前年同期比	H27.5	前年同期比	H27.5	前年同期比
全刑法犯	6,226	-884	1,933	-23	879	-19	31.0	3.5
重要犯罪	41	-10	24	-13	26	-14	58.5	-14.0
殺人	3	1	1	-1	1	-1	33.3	-66.7
強盗	8	-7	8	-1	12	0	100.0	40.0
放火	3	2	3	2	2	2	100.0	0.0
強姦	3	-3	4	-4	2	-3	133.3	0.0
略取・誘拐	0	-1	0	-1	0	-1	0.0	-100.0
強制わいせつ	24	-2	8	-8	9	-11	33.3	-28.2
重要窃盗犯	853	19	523	68	39	-12	61.3	6.7
侵入盗	718	56	503	212	34	3	70.1	26.1
自動車盗	120	-25	18	-139	5	-7	15.0	-93.3
ひったくり	9	-11	1	-4	0	-8	11.1	-13.9
すり	6	-1	1	-1	0	0	16.7	-11.9

- 全刑法犯の認知件数は、前年同期に比べ、減少
- 重要犯罪の検挙（件数・人員・率）は、前年同期に比べ、低下
- 重要窃盗犯の検挙（件数・率）は、前年同期に比べ、向上

2 特殊詐欺

	認知件数		被害額約(万円)		検挙件数		検挙人員	
	H27.5	前年同期比	H27.5	前年同期比	H27.5	前年同期比	H27.5	前年同期比
総数(額)	52	13	19,830	-16,790	9	-8	5	0
振り込め詐欺	45	20	13,690	4,480	9	-6	5	3
振り込め詐欺以外	7	-7	6,140	-21,270	0	-2	0	-3

- 認知件数（総数）は、前年同期に比べ、13件（33.3%）増加
- 被害額（総額）は、前年同期に比べ、約1億7,000万円（45.8%）減少

3 暴力団犯罪

	検挙件数			検挙人員		
	H27.5	H26.5	前年同期比	H27.5	H26.5	前年同期比
暴力団犯罪	334	146	188	69	49	20
刑法犯	303	126	177	51	36	15
特別法犯	31	20	11	18	13	5

- 暴力団犯罪の検挙（件数・人員）は、前年同期に比べ、向上

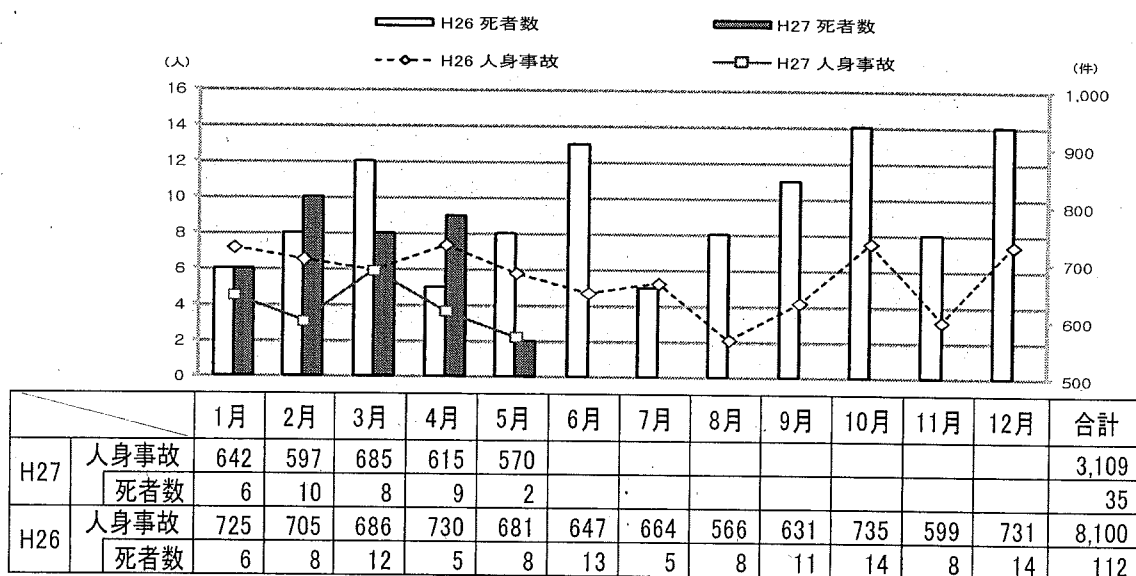
※ 主な検挙：窃盗232件（前年同期比+134件）、詐欺39件（同+35件）

交通事故の発生状況と抑止対策の推進

1 交通事故の発生状況（平成27年5月末）

区分	総事故	人身事故		死亡事故		物件事故
		負傷者数	死者数			
平成27年5月末	25,190	3,109	4,179	34	35	22,081
前年同期比	-589	-418	-574	-3	-4	-171
増減率(%)	-2.3	-11.9	-12.1	-8.1	-10.3	-0.8

2 月別発生件数



3 交通死亡事故の特徴（平成27年5月末）

- (1) 高齢死者（65歳以上）が全体の6割以上を占める
35人中22人（前年同期比+5人）
- (2) 歩行中・自転車乗車中の死者が全体の4割を占める
35人中14人（前年同期比-3人）
- (3) 四輪乗車中死者の7割以上がシートベルト非着用
17人中12人（前年同期比+3人）
- (4) 車両単独事故が増加
34件中13件（前年同期比+8件）

4 交通死亡事故等抑止対策の推進

- (1) 重点4S対策等
- (2) 交通安全“見える・見せる”キャンペーン
- (3) 追突“ゼロ”作戦
- (4) 「ゾーン30」対策

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正(案)に関する意見募集について

1 実施期間（予定）

平成27年8月上旬から30日間

2 意見募集方法

- ・ 三重県警察ホームページ及び三重県ホームページへの掲載
- ・ 三重県警察情報公開総合窓口及び三重県情報公開総合窓口への配架

3 条例改正に向けて意見募集を求める部分

(1) 特定遊興飲食店営業の営業を認める地域（新設）

法改正により新たに新設される「特定遊興飲食店営業」について、その設置が許容されるものとして政令で定める基準に従い、条例で地域を指定するための意見を求める。

(2) ゲームセンターへの立ち入らせの制限（第8条関係）

条例により、16歳未満は午後6時以降のゲームセンターへの立ち入らせを制限しているところ、保護者の同伴などを条件に、この制限の緩和を可能とされたことに伴い、制限緩和の可否についての意見を求める。

4 改正風営法の施行期日

公布の日から起算して、1年を超えない範囲内において政令で定める日

ただし、

- ・ 第4号（ダンスホール等）は、公布の日
- ・ 特定遊興飲食店営業は、公布の日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日

から施行する。